

全国学童保育指導員学校 基調報告 骨子

全国学童保育連絡協議会

1 全国学童保育指導員学校の意義と学び

- 指導員は資格が必要な仕事と位置づけられましたが、資格だけではなく、専門的な力量の向上が求められます。全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、「資格を取得することは学童保育で仕事をするうえでのあくまで入り口であること」「指導員には自己研鑽と現任研修が必要であること」として、内容をさらに充実させて第 50 回全国学童保育指導員学校を開催する準備をしてきました。
- 指導員学校は、各地域の指導員がそれぞれの実践を持ち寄って、集団で検討するなかで、学童保育の役割と指導員の仕事内容を確認、「子どもにとってどうだったのか」という視点で実践を検証することで、子どもの最善の利益を追求してきました。また、こうした学びの機会をもつことが、指導員が働きつづける大きな支えになっています。受講者一人ひとりが主体的に学び、皆でつくる指導員学校にしていきたいと思います。

2 学童保育の役割、生活づくり、指導員の仕事

〔児童福祉法への位置づけ〕

- 働きつづけることと子育てを両立させようとする保護者の強い願いから、保護者と指導員が力を合わせて全国各地で学童保育のつくり運動をはじめたのは、1950 年代のことです。当初は国や自治体の施策や予算もありませんでした。各地域で指導員が日々の実践を積み重ね、保護者とともに各地の連絡協議会に集まり、制度化を求めつづけてきたことで、ようやく 1997 年に「放課後児童健全育成事業」という名称で児童福祉法第 6 条の 2 ⑥「事業」に位置づけられました（現在は第 6 条の 3 ②）。2016 年の児童福祉法改定で、第 1 条、第 2 条、第 3 条に子どもの権利条約の理念が掲げられ、2022 年 6 月に成立した議員立法「こども基本法」は、子どもの権利の保障を掲げ、子どもが意見を表明する機会の確保などを明記しました。
- 子どもにとって学童保育は、自ら進んで通いつづけることができ、安心して過ごせる「生活の場」であることが不可欠です。私たちは、子どもの権利条約の一般原則とされている「生命、生存及び発達に関する権利（命を守られ成長できること）」「子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）」「子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）」「差別の禁止（差別のないこと）」を大切にしてよりよい学童保育づくりを続けてきました。保護者にとって、子どもが学童保育で毎日継続した生活をおくることは大きな安心と支えにつながります。

〔生活づくりと指導員の仕事〕

- 指導員の仕事は、「労働等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生の『生活の場』を保障する」という学童保育の本来の目的・役割を、具体的に果たすことです。

全国連協は、子ども・指導員・保護者がともに行う「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を、「生活づくり」と呼んで大切にしています。そして、生活づくりをすすめるうえで指導員の担う仕事を、『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事【増補版】』（2019 年刊）でつぎのように整理しています。

- ① 子どもが安全に安心して過ごせる生活を守る。
- ② 放課後や学校休業日を過ごすために必要とされる基本的な生活内容をつくる（休息やおやつ提供など）。

- ③ 子どもが遊ぶための環境の整備と、援助を行う。
 - ④ 子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う。
 - ⑤ 保育内容を記録する。
 - ⑥ 保育内容に関する情報の共有のための会議や打ち合わせを行う。
 - ⑦ 連絡帳などを通じて子どもの保護者に伝える。
- 子どもに直接かかわるほかにも、子ども理解を深めるための「保育内容の記録」「保育の打ち合わせ」「保育計画（見通し）の作成とふり返し、まとめ」「情報共有の会議や、保育内容に関する事例検討」、また、「保護者との伝えあい」「保護者からの相談対応」「保護者組織との連携」「関係機関や地域との連携・協力」など、多岐にわたる仕事を連携・協力しながら取り組んでいます。学校や保育所などは業務に応じた職員が配置されていますが、学童保育では、施設の維持・管理、おやつの買い出しや物品の購入、それに伴う金銭管理、諸帳簿の作成など、学童保育を円滑に運営するための実務を指導員がすべて担っている現場も多くあります。

[指導員は、「専任・常勤・複数体制」で配置されることが必要]

- 学童保育では、「小学生の放課後の生活であること」「年齢や発達の異なる子ども一人ひとりと子ども全体にかかわることを、同時に、または並行して行う必要があること」「安全を守る場面や、ケガへの対応やいさかいなどの場面では、個々の子どもへの対応と、子ども全体への対応を同時に行う必要があること」「個別に特別な援助が必要な場合があること」「小学1年生から6年生までの子どもの発達・特性を継続的に把握したかかわりが求められること」などから、専門的な技能と知識を身につけた指導員が、児童館や「放課後子供教室」など、ほかの仕事と兼務するのではなく、専任として常時複数配置されることが必要です。また、指導員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるよう、研修の機会が保障されることが必要です。また、保育時間前後に必要な準備期間を設けることが不可欠です。私たちはかねてより、「子どもがいない時間にも仕事がある」と、1日8時間勤務の正規・常勤職員の配置を要望してきました。指導員が子どもと安定的に継続的にかかわるためには、長期に安定した雇用が必要です。仕事を継続するなかで経験を蓄積し、その経験と自らの学びを同僚とともに深めることは、指導員が専門的な知識と技能を高めていくことにもつながります。

3 学童保育と指導員をめぐる現状と課題

[2024年度補助基準額創設の「常勤職員配置の改善」とは]

- 2024年度には、「運営費における常勤職員配置の改善」のための補助基準額が創設されました。「同じ放課後児童支援員が継続的に育成支援にあたることによって、利用する子どもの生活の安定をめざす」ことを目的とするものです。しかし、2024年5月21日、こども家庭庁が自治体に発出した「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（以下「交付要綱」）で示された「常勤職員」の定義は、これまでの国の定義と比較すると低く抑えられたもので、補助基準額は「開所時間をベースに考える」ものであることにより、「平日1日8時間、保育準備の時間も含めて勤務している指導員」であっても、開所時間中に従事した時間数の合計によっては対象とならない場合があります。

[子どものいない時間の仕事から、指導員の専門的な力量を考える]

- 指導員の仕事は、一人ひとりの子どもをどのように理解するか、専門職としての力量が求められます。そのためにも、全国連協は、指導員の勤務時間には、子どもと直接かかわるだけでなく、「記録を取りながら子どもの様子や指導員の関わりをふり返って翌日につなげる時間」「子ども観・保育観について同僚との間で相互理解を図る時間」を含めることが必要だと訴え

できました。全国連協では、「記録・実践記録・実践検討」にかかわる取り組みをすすめています。

しかし、指導員と保護者が長い時間をかけて指導員の仕事の中身をたしかめ、行政・議会の理解も得ながら、指導員の勤務時間を設定してきた地域ほど、この補助基準額が使いづらいという事態が起こっています。全国連協は、「これでは保育の質の格差が広がるばかりだ」と考えています。

〔事業のあり方にふさわしい開所日、開所時間、職員配置を〕

- 2023 年はじめ、全国連協にも地域からの問い合わせが続き、開所日数の要件と補助金の交付について、十分に理解していない市町村や学童保育があることが明らかになりました。実際に、開所日数の数え方が誤っていたことが判明し、補助金を返還した市町村もあります。全国連協は、2023 年 2 月に厚生労働大臣宛てに「開所日・開所時間、職員配置にかかわる緊急申入書」を提出しました。同年 3 月には、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課が、事務連絡「放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について（Q & A）」を発出し、開所時間が整理されました（＝一般的なところでいう“保育時間”。指導員が勤務して、子どもを受け入れる体制を整えた時間をさす）。また、2024 年 12 月 27 日に、こども家庭庁成育局成育環境課長通知「放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について」が発出されました。「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」）に示された内容を日々の保育に反映できるために、勤務時間などの働く条件を整備する必要があります。

〔国の基準と「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいた“待機児童対策”とは〕

- 国は 2014 年 4 月に、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）を公布し、これにもとづいて各市町村（特別区も含む。以下同じ）は学童保育の基準を条例で定めました（以下、「条例基準」）。また、国は 2015 年 3 月に「運営指針」を策定しました。子どもに直接かかわる指導員の資格（「放課後児童支援員」）と配置基準が「従うべき基準」（厚生労働省令に定める基準に従い定めるもの）とされたことは、「全国的な一定水準の質の確保」に向けて踏み出した大きな一歩でした。
- 集団の規模や子ども一人当たりの広さや設備などは「参酌基準」（参考にしたうえで地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの）とされました。「集団の規模」は子どもたちの生活に大きく影響します。全国連協では、学童保育を分割・新設する際には、「生活をおくるうえでの基礎的な単位（生活集団）が、継続的に分けられていること」「基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること」「子どもの保育に責任を持つ指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されること」の 3 点を満たすことが必要として、国や自治体に要望しています。
- 子ども集団の規模の上限を超えて、大規模化した学童保育での生活は、子どもたちに深刻な影響を与えます。また、年度途中や学年が上がる際の退所も少なからずあることは否めません。国は学童保育の待機児童の受け皿として、文部科学省が所管する学習支援や体験活動の場である「放課後子供教室」や自治体独自の放課後の居場所事業の活用も選択肢としていますが、「子どもの権利条約」第 18 条 3 項に定められているように、「保護者が働いている子ども」「保育を必要とする子どもたち」のための施策が必要です。

〔放課後児童対策パッケージ 2025〕

- 2024 年 12 月 27 日付、こども家庭庁成育局長、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長の連名通知、「『放課後児童対

策パッケージ 2025』について」が発出されました（以下「パッケージ」）。「パッケージ」は、「待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として、令和5年度にお示ししたパッケージを改定したもの」とのことです。前パッケージの検証・総括（予算の執行状況も含めて）をした様子は見受けられず、場当たりの思いついた施策を列挙している印象です。

〔改正 放課後児童クラブ運営指針〕

- 2025年1月22日付、こども家庭庁成育局長通知、「放課後児童クラブ運営指針の改正について」が発出されました（以下「改正運営指針」）。今回の改正は、「子どもの権利」や安全対策を意識した改正内容になっています。

〔「従うべき基準」の参酌化、市町村・学童保育現場における地域格差〕

- 2017年に、一部の自治体から人手不足の解消策を基準の緩和に求める動きがはじまり、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会の三団体）が基準の廃止または「参酌化」とすることの提案を、国の地方分権改革推進本部において組織し、検討がはじまりました。全国連協はこれに断固として反対し、地域学童保育連絡協議会とともにさまざまな取り組みを展開しました。しかし、2019年5月に「第9次地方分権一括法」が成立し、すべての事項が「参酌基準」となり、2020年4月から施行されました。これにより、自治体の考え方次第で、有資格者を全く配置しないこと、無資格の大人がたった一人で子どもたちを見ることが起こり得ることになりました。「施行後3年」に見直しを行うことが定められていましたが、2023年3月、国は「引き続き参酌すべき基準とする」という結論を出しています。

〔新制度による多様な運営主体の参入〕

- 2015年以降、営利企業が運営する学童保育は急激に増えています。全国連協の実施状況調査によると、民間企業が運営する学童保育は6,704支援の単位で、全体に占める割合が18.1%となり、2014年と比較すると13.2倍です（2024年5月1日現在）。「子ども・子育て支援新制度」が民間企業参入を促進させる新成長戦略の一環であることや、放課後児童健全育成事業は、運営主体についての制限がなく、しかも市町村に実施責任がない市町村事業として示されているだけのため、公的責任が後退している現状があります。現状では、学童保育指導員の雇用条件（待遇や働き方、研修の機会）、雇用の継続性をはじめとして、保育のサービス化、職員同士の連携・協力や意思疎通、保育者と保護者の関係性などにさまざまな課題があります。

〔学童保育に求められる「評価」とは〕

- 2021年度から「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」がはじまりました。本来、第三者評価という仕組みは、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、事業の質を向上させていくという仕組みです。一方で、保育・福祉への企業参入拡大にあわせて、第三者評価制度が導入された側面もあり、委託・指定管理者制度導入にあわせて、事業者の優劣などに使われている面も否めません。また、第三者評価機関は、高齢者、障害者・児、保育に加え、放課後児童クラブを対象に評価を行うことになり、もともとの成り立ちから学童保育を理解している評価機関がほぼなく専門家も少ない状況もあります。

〔安全計画の策定が義務化〕

- 2023年4月1日から、学童保育と児童館においても、各事業所・施設が安全に関する事項について計画を策定することが義務づけられました。学童保育は子ども・子育て支援法で、市町村事業に定められています。「安全計画」の策定に際しては、各学童保育と市町村が連携を図

り、学童保育の役割を果たせる実効性のある計画とすることが重要です。ここ数年、全国各地で自然災害があいついでいます。災害時には、市町村の基本方針をもとに、地域の特性をふまえた対応が求められますので、学童保育・保護者が協力して、市町村・学校などの関係機関・地域組織と連携した対応の仕組みを確立することが必要です。

[虐待等の不適切な行為に関して]

- 2023 年 1 月、学童保育における虐待等の不適切な行為を防ぐために、厚生労働省が事務連絡を発出しました。全国連協は、2022 年 12 月に保育所、幼稚園向けに先行して発出されたことを受けて、「放課後児童クラブにも事務連絡を発出してほしい」という要望を厚生労働省に届けていました（2015 年に国の基準に資格が定められた際に、不適切行為による資格の取消が盛り込まれています）。今回の事務連絡も活用しながら、あらためて虐待等の不適切な行為の防止に取り組んでいきましょう。なお、その際には、「職員配置基準」「民主的な職員集団の形成」という視点も必要です。

[「こども性暴力防止法」の施行に向けて・「日本版 DBS」とは]

- 「日本版 DBS」とは、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みのことで、イギリスの DBS (Disclosure and Barring Service) を参考に、こども家庭庁発足前から創設に取り組んでいる制度です。学校、認定こども園や保育所、児童養護施設、障害児入所施設などについては、性犯罪歴の確認を義務化しましたが、一方、認可保育所や学童保育、学習塾などの確認は任意で、政府が認定することで、申請従事者の犯罪事実を確認が可能となります。2024 年の通常国会で「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律」（通称「こども性暴力防止法」）が成立しました。2026 年 12 月 26 日の施行期限をめざして、「こども性暴力防止法」の下位法令にあたるガイドラインの策定を検討する予定とのことです。「放課後児童支援員」の資格には「認定の取消」という仕組みがあるものの、「認定の取消」を国が把握する仕組みがないことが問題です。行政の関与を自覚することを促す働きかけが重要です。

4 私たちが培ってきた学童保育の役割と指導員の仕事の社会的理解を広めましょう

[指導員の処遇改善がすすまず、定着しない]

- 学童保育の役割を果たすためには、指導員に求められる専門的な知識と技能に対する社会的合意が図られること、子どもとの安定的なかかわりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用が確保され、仕事の内容や責任の重さに見合った賃金や社会保障などの処遇が改善されることが必要だとして、要望を続けてきました。
- 「放課後児童支援員」の資格が創設されたことに加えて、資質向上の継続的な研修を市町村が行うための予算も設けられました。また、2015 年度より、賃金改善や常勤配置のための「放課後児童支援員等処遇改善等事業」も予算化され、2017 年度には、補助基準額の人件費の非常勤 3 人分のうち 1 人分を常勤相当額（当時 310 万円）にする増額がありました。同時に、経験年数や研修受講の実績に応じて処遇改善を図る「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」も始まりました。これらを活用し、指導員の安定的な雇用や常勤化、有資格者の複数配置が実現し、子ども理解や、子どもとのかかわりが深まった地域もあります。
- コロナ禍の対応に関わって、2022 年に「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」が実現し、「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）」に引き継がれました。これを機に事業の根幹を担う専門性を持った指導員の「専任・常勤・複数体制」を実現するこ

とを求めています。しかし交付申請の状況を見ると依然として市町村格差があります。

- 多くの現場で指導員の勤務形態や雇用の条件、処遇が改善されていません。半日勤務や短時間勤務、日替わりのローテーション勤務などでは、子どものことを多角的に理解することは困難です。有期雇用、期限付き雇用などが導入され、働きつづけられない地域もあります。また、処遇改善にも地域格差があり、専門的な知識と技能を持った指導員が働きつづけることができず、子どもに安定した生活を保障することが困難な実態もあります。
- 有期雇用の「無期転換ルール」について、労働条件の明示を企業に義務づける動きもあります。「無期転換ルール」はパートや契約・派遣社員など、雇用期間に上限のある人が契約の更新によって同じ企業で5年を超えて働いた場合、希望すれば期間の定めのない雇用に切り替えることを企業に義務づける制度です。厚生労働省は、働く人が適切に判断するために、切り替え後の労働条件などを事前に書面で明示するよう、企業に求めることとなりました。しかし、指定管理者制度や単年度ごとの委託契約で成り立っている事業の特質上、定めのない雇用がむしろ多いことや人件費を抑えるため5年未満での雇い止めの事例もあります。

〔会計年度任用職員制度と学童保育〕

- 国は、自治体で働く非正規職員の職のあり方についての制度を改正し、「会計年度任用職員」制度を創設しました。公営の学童保育に勤務する地方公務員の特別職・臨時的任用・非常勤職員の指導員の多くは、2020年4月から会計年度任用職員へ移行されました。職のあり方の見直しにより、学童保育の指導員を正規職員に位置づけた地域があったり、「会計年度任用職員」が一時金の支給対象となったことから、年収が増えた地域もありました。一方、一時金の支給対象となっても月々の賃金を抑制し、年収を変えない地域や、制度導入を機に民間委託をすすめた地域もありました。現在でも公営から企業委託への変更がすすめられる地域が増えています。さらには、年度末で仕事を打ち切られる事態が現在もあいついでいます。なお、上記の「無期転換ルール」は「会計年度任用職員」には適用されません。2024年度から、処遇向上をねらいとして、期末手当に加え、勤勉手当を支給できるようにする動きもあります。また、2024年6月には、総務省課長通知で国の「3年公募」を例示したか所が削除されました。

〔「放課後児童支援員」の資格について〕

- 「放課後児童支援員」の資格を取得するには、基礎資格を有したものが放課後児童支援員認定資格研修を受講し、「修了」する必要があります。しかし、国の2023年度予算において、「①研修計画を定める」「②採用から2年以内に研修修了を予定している」という2つの要件を満たした場合は、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとするとの考えが示されました。この「みなし」に関わる措置は、「基礎資格があれば、研修受講が伴わず、『放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解』『職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識』がなくても、2年間は事業に従事できる」ことを意味していますし、さらには「その状況がつづくことに年限が設けられていない」という大きな問題点があります。これは、「資格の必要性が大きく揺らぐことですし、さらには放課後児童支援員は「誰でもいい」という考え方につながる危険性をはらんでいるとも考えます。
- 「放課後児童支援員認定資格研修の免除」「基礎資格のさらなる緩和」が「令和5年の地方からの提案」にあることを受けて、全国連協は、2023年8月に内閣府地方分権改革推進室と、こども家庭庁成育局成育環境課を訪問し、地方分権の内閣府特命担当大臣とこども政策の内閣府特命担当大臣宛てに「『放課後児童支援員認定資格研修の免除』と『基礎資格のさらなる緩和』

に反対する緊急申入書」を提出しました。この「提案」は、「放課後児童支援員としてのアイデンティティ」「資格の必要性」という制度の根幹を大きく揺るがすものです。研修の対象者は「認定資格研修」を通じて、放課後児童健全育成事業の専門領域を体系的に学ぶことになっているにもかかわらず、「研修の免除」や「基礎資格のさらなる緩和」を行うことは、育成支援の質の確保そのものが困難になることはもとより、子どもの安全を守ること、さらには生命をも揺るがしかねません。

「認定資格研修」は、保育士、教諭など、すでに取得している基礎資格等に応じて、研修科目の一部免除が認められています。保育士、教諭などの資格を取得するにあたっては、保育士は主に乳幼児、教諭は児童・生徒の主に学習面に関することが中心となり、小学生の放課後の生活や遊びについて、専門的に学ぶ機会はありません。また、科目の一部免除を利用した人のなかには、基礎資格取得から時間が経過している場合もあり、子どもの権利、体罰や威圧的な言動・態度などの施設内虐待、発達障害についての知識や情報が更新さないことから、現場の保育に支障をきたしている実態もあります。

これについて、こども家庭庁は2024年2月に「本提案に対する対応は困難である」という回答を出し、結論にいたりました。人手不足の解消策を基準の緩和に求める自治体の動きは、今後も生じうることが考えられます。

〔「常勤職員配置の改善」における「常勤の定義」とは〕

- この補助金を受けるには、市町村が予算化（議会で承認を得る）を行う必要があります。国・都道府県・市町村の負担割合は3分の1ずつのため、実現に向けて各自治体に働きかけていく必要があります。そして、あくまでも運営費の増額であって人件費の引き上げではないことと、発表された時点で「常勤職員」「配置」の定義が明確に示されていなかったという懸念もありました。

- 「交付要綱」では、「常勤職員」を、「法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている『開所している日及び時間』のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう」と定義しています。

これは、事業所で定めた平日の開所時間が厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に示された3時間であれば、1日3時間勤務でも常勤職員となり得ることを意味しています。

かつて、国が積算する人件費の補助単価は、平日6時間勤務の非常勤職員の賃金で計算されてきました（2016年度以前は、一人当たり年額174万円程度で計算）。

また、厚生労働省が行ってきた実施状況調査では、常勤職員を「原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者をいう。また、一日6時間以上かつ20日以上勤務する者は、上記にかかわらず『常勤職員』とすること」と定義してきました。

2015年から実施されている「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、そして2017年度に運営費補助基準額が増額された際に、国が常勤職員の配置を検討した流れから考えると、全国連協では、常勤職員は少なくとも「平日6時間を超える」勤務であることを共通認識にすることが必要だと考えていました。

- 子どもと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能、そして倫理観を備えた「放課後児童支援員」という資格をもつ指導員が、専任・常勤・複数体制で配置され、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続してかわれるようにするための条件整備をすすめるとともに、人材育成、高等教育機関での資格取得を可能とするなど、抜本的な改善方策が求められます。この全

国学童保育指導員学校で学びを深め、学童保育の役割や生活内容、指導員の仕事について、自分たち自身で確かめるとともに社会的理解を広めましょう。

5 指導員の果たす役割と期待されること

- この間、学童保育は増え、社会的な認識も広まっています。今日、子どもの育ちをめぐって、さまざまな困難があるなかで子どもたちに安全で安心して過ごせる生活を保障すること、そのことを通して働きながらの子育てを支えていくという、学童保育の役割と指導員の仕事はますます重要になっています。
- そのためにも指導員にかかわってつぎの4点の諸条件が整えられる必要があります。
 - ① 「専任・常勤の指導員が常時複数配置され、安全面に配慮して円滑な運営を行えること」。
 - ② 「勤務時間として、保育時間前後に必要な準備時間が設けられること」。
 - ③ 「子どもとの安定的なかかわりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用が確保されること」。
 - ④ 「指導員が専門的な知識と技能を身につけ、さらに力量を向上させていくことができるように研修や職場での実践検討の機会が保障されること」。
- 指導員は、子どもと保護者の思いを受けとめ、学童保育の生活を豊かにしていくことが仕事です。これまで私たちは、専門職であることの自覚と倫理観をもとに、職場内での指導員集団として、記録を活用しながら、日常の保育をふり返る作業、仕事内容を指導員組織で言語化する作業、実践記録を検討するなど、あらゆる機会を通じて、力量形成と質の向上に努めてきました。指導員に求められる倫理観、職場づくりなど研修で学ぶこととあわせて、「指導員が自ら考える」ことも大切です。一人ひとりの指導員が役割を果たし、その保育実践から導き出せる学童保育の内容、制度を確立して、世論としていく必要があります。保護者と信頼関係を築きながら、学童保育の内容をつくりあげていくことなど、公的責任のもとで学童保育をよりよくする取り組みを前進させていきましょう。
- 全国連協発行の『テキスト指導員の仕事』は1999年の発刊以降、そのときどきの状況に応じて何回か資料の追加・差し替えを含めた改訂を行ってきました。2019年には、改訂した「学童保育の安全対策・危機管理」、そして「学童保育指導員の倫理綱領（案）」を新たに収録し、『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事【増補版】』として刊行しました。ぜひ、日々の学びに活用し、それぞれの気づきや学びを全国連協に届けていただくことによって、よりよいものにしていきましょう。
- 最後に、全国連協の発行する月刊『日本の学童はいく』は、創刊から51年、保護者と指導員が書き手となって、学童期の子育てを励ますこと、指導員の仕事内容を交流すること、保護者と指導員の共感をつくること、そして学童保育をよりよくすることに活用されています。また、指導員の専門的な力量を高めるためや、情勢を的確につかむための専門誌としても活用されています。一人でも多くの購読者を増やし、より充実した内容にしていきましょう。